

大規模建築物等景観形成基準

1. 一般基準

大規模建築物等は、それぞれ個々に建築されるものであるが、周辺の文化財や建築物等をはじめ、まちを構成する諸要素間と相互に調和を図っていくことは、美しい景観を生み出すだけでなく、都市の文化と風格を高める上で大変重要である。そのため、周辺地域の状況や特性を十分把握した上で、大規模建築物等の設計をしていく必要がある。

また、うるおいとやすらぎのある美しいまちづくりの実現を図るため、緑の存在は不可欠である。そこで、公共空間の修景緑化とともに、通りを利用する人や車から見える部分である大規模建築物等の敷地内境界領域については、半公共空間であると認識し、修景緑化による視覚的な思いやりが必要である。

①大規模建築物等の敷地内の位置、規模、意匠、材料及び色彩については、周辺地域の状況や特性を十分把握し、周辺景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう配慮することにより、まち全体として調和のとれたものとする。

②道路をはじめ、敷地や駐車場について、通りを利用する人や車から見える部分については特に修景緑化に配慮し、緑豊かな景観の形成を図る。

2. 項目別基準

大規模建築物等の項目別基準は、次表のとおりとする。ただし、市長が審議会の意見を聴いたうえ、特に地域の景観との調和を図るため、この基準を適用することが適当でないとする場合又は加古川市景観まちづくり条例第35条第1項の規定による公共事業等景観形成指針を適用する大規模建築物等については、次表の限りでない。

項目	住宅・商業・業務系の建築物	工業、農業生産等・流通系の建築物	指定工作物
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じて、市民に親しまれている山、丘陵などを眺望する視線を遮らないよう配慮する。 ・分棟、雁行配置あるいは敷地境界線からのセットバックを行うなど違和感、圧迫感のある景観とならないよう配慮する。 ・建物の高さや壁面の位置がそろっている所では、連続性の維持に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じて、市民に親しまれている山、丘陵などを眺望する視線を遮らないよう配慮する。 ・周囲の景観に違和感を与えない位置、規模となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じて、市民に親しまれている山、丘陵などを眺望する視線を遮らないよう配慮する。 ・周囲の景観に違和感を与えない位置、規模となるよう配慮する。
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感を与える長大で、単調な壁面とならないよう配慮する。 ・道路沿いに景観がそろっている所では、意匠の連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和した意匠となるよう配慮する。

壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。ただし、やむを得ず外部に露出する場合は、景観に配慮した処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 外壁面に露出する給水管、ダクト等については、景観に配慮した処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境と調和した意匠となるよう配慮する。
屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根としたり、壁面等と調和のある意匠にするなど、突出感や違和感をなくすよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境と調和した意匠となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境と調和した意匠となるよう配慮する。
屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> 通りからできるだけ見えにくい位置に設置する。 視認可能な場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により遮蔽するなどの措置を行い、屋根・屋上との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りからできるだけ見えにくい位置に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境と調和した意匠となるよう配慮する。
低層部	<ul style="list-style-type: none"> 窓や庇を工夫し、近景の観点から単調な壁面とならないよう配慮する。 通りに面した部分については壁面の連続性に配慮する。 商業、業務系地域では、歩行者等の視線に配慮し、賑わいなどを演出しながらも、まとまりのある意匠となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓や庇を工夫し、近景の観点から単調な壁面とならないよう配慮する。 通りに面した部分については壁面の連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境と調和した意匠となるよう配慮する。
駐車場部（駐輪場部を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 通りから自動車、自転車等が見えにくい構造とし、入口の意匠や外壁等の仕上げについては、建築物全体との調和を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りから自動車、自転車等が見えにくい構造とし、入口の意匠や外壁等の仕上げについては、工作物全体との調和を図る。
屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 形態、材料、色彩によって周囲に与える突出感、違和感をなくし、建築物との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 形態、材料、色彩によって周囲に与える突出感、違和感をなくし、工作物との調和を図る。
ベランダ、バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> エアコン室外機等が外部から見えにくい構造、意匠とし、建築物との調和を図る。 植栽柵を設置するなど、緑化が可能な構造となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物と調和した意匠となるよう配慮する。 	—
材料	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラスなどの反射性、光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺環境との調和に配慮する。 経年変化により風格を増し、褪色、損傷等に強い材料を選択 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ。

		<p>するよう配慮する。</p>		
色彩	外壁	<p>・基調となる色は、けばけばしくなく落ちついたものとし、無機質感を避け、周辺環境との調和に配慮する。</p> <p>その色範囲は、明度5以上で下記のとおりとする。</p> <p>①R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>②Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>・ただし、上記にかかわらず、自然系素材（注1）を用いる場合の色範囲はこの限りでない。</p> <p>・商業・業務系地域の低層部では、色彩の演出を工夫する。また、高層建築物の中高層部は、特に低彩度とするよう配慮する。</p>	<p>・左記に同じ。</p>	<p>・基調となる色は、けばけばしくなく落ちついたものとし、無機質感を避け、周辺環境との調和に配慮する。</p> <p>その色範囲は、明度5以上で下記のとおりとする。</p> <p>①R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>②Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>・ただし、上記にかかわらず、自然系素材（注1）を用いる場合の色範囲はこの限りでない。また、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物については、適用しない。</p> <p>・商業・業務系地域の低層部では、色彩の演出を工夫する。</p>
	屋根	<p>・基調となる色は、けばけばしくならないよう配慮する。明度・彩度については、外壁色との調和に配慮する。</p>	<p>・左記に同じ。</p>	<p>・左記に同じ。</p>
植栽の方法	<p>・高木（将来、高木となるものを含む。）で樹冠幅のあるものを敷際（注2）に概ね6～8mに最低1本ずつ植樹するよう配慮するとともに、敷地内でシンボルとなる樹木の配置についても工夫する。なお、樹種の選定にあたっては、周辺の街路樹や既存の植生との連続性に配慮する。</p> <p>・上記の他、敷地内には、低・中・高木を適切に配置するなど、うまいのある緑化計画を行うとともに、既存の樹木についてはできるだけ保存するよう配慮する。</p>	<p>・左記に同じ。ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。</p>	<p>・敷際（注2）への植栽及び既存の樹木の保存について配慮する。ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。</p>	
駐車場（駐輪場を含む。）の様	<p>・自動車、自転車等により、通りの連続性が失われないよう配慮し、高木の緑化等による修景を行う。</p> <p>・駐車場の舗装面に緑化ブロッ</p>	<p>・左記に同じ。</p>	<p>・左記に同じ。</p>	

	クを用いたり、道路に面する部分の生け垣化に配慮する。 ・位置、塀・門等の意匠について、建築物とのバランスに配慮する。		
接道部の 態様	・単調で閉鎖的な塀・擁壁のみの設置は避けるなど、道路との関係に配慮する。 ・塀、擁壁又は法面の緑化に配慮する。	・左記に同じ。	・左記に同じ。

項 目	特別工作物（高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、こ線橋又は橋りょう）・道路
意匠、材料又は色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和した意匠とするとともに、圧迫感を避けるよう配慮する。 ・排水管等は、できるだけ見えにくい位置に設置するよう工夫する。 ・経年変化による褪色、損傷等に強い材料を選択するよう配慮する。 ・周辺環境に調和した色彩とするとともに、無機質感を避けるよう配慮する。
植栽の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁やのり面を緑化するなど、圧迫感を避けるための演出を工夫する。 ・道路については、できるだけ緑量の多い樹種を選定するとともに、周辺の街路樹や既存の植生との連続性や調和に配慮する。

（注1）自然系素材とは、木、石、土などの天然素材、若しくは人造石、レンガ、無釉タイル、銅板などの準天然素材をいい、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。

（注2）敷際は、建築物等の敷地のうち、道路など公共空間に接し、通りを利用する人や車から視認可能な部分を言う。